

## 令和6年度第2回瀬戸市水道事業経営審議会 結果

1 開催日時	令和6年11月6日(水) 午後1時59分から午後3時17分まで
2 会場	瀬戸市役所 北庁舎4階 庁議室
3 出席者	<b>委員 4名</b> 愛知工業大学 教授(会長)、中京大学 准教授(副会長)、 瀬戸市社会福祉協議会 会長、瀬戸消費生活クラブ生活学校 会長 <b>事務局 6名</b> 都市整備部担当部長、水道課長、浄水場管理事務所長、水道課課長補佐、 水道課専門員、水道課管理係長
4 欠席者	瀬戸市自治連合会 会長、瀬戸商工会議所女性会 会長
5 議事	(1) 適正な水道料金体系について (2) 水道事業の情報発信について
6 委員からの意見及び質問、それに対する回答	<p>■「議事(1) 適正な水道料金体系について」のうち「ア 用途別と口径別の採用案について」 [事務局からの説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸市では現在、用途別を採用した基本料金を設定している。</li> <li>・用途別と口径別のメリットとデメリットは資料4ページに示したとおりであるが、用途別を採用している団体において、家庭用と営業用の区分が明確でない事案も発生しており、客観性や公平性に欠ける一面がある。</li> <li>・日本水道協会が制定した水道料金算定要領は口径別の採用を推奨している。</li> <li>・これらのことから水を使用できる能力に応じた口径別に切り替える団体が全国的に多くなってきており、瀬戸市でも口径別へ切り替える方針を提案する。</li> </ul> <p>[掲載資料に対する意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口径別の方が利用者の納得感が得られやすいと思う。用途別のメリットである生活用水の低廉化は、水道料金の逡増度により対応できるのではないか。(委員)</li> <li>・全国的な傾向をみても、口径別への変更は賛成する。(委員)</li> <li>・口径別のデメリットである、“生活に配慮した料金体系とならない”という文言の意味が分かりにくい。利用者の視点からは、他の用途の料金体系を知らないため、どの用途でも同じ料金が適用されていると思っていた。(委員)</li> </ul> <p>[口径別への切り替え]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営審議会として、用途別から口径別へ切り替える案に同意することとしてよいか伺う。(会長から委員に対して) 「異議なし」との確認。</li> </ul> <p>■「議事(1) 適正な水道料金体系について」のうち「イ 基本水量の設定について」 [事務局からの説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本水量とは、基本料金に一定の水量までの料金を含めるものであり、瀬戸市では1期(2か月)あたり、20m<sup>3</sup>の基本水量を設定している。</li> <li>・基本水量20m<sup>3</sup>までは、使用量に応じて徴収される従量料金がかからず、基本料金のみ負担することとなる。</li> <li>・基本水量を設定した時代背景として、公衆衛生の向上と生活に必要な水使用を促し、水道を普及させたいという考えがあった。</li> <li>・近年、節水機器の普及や単身世帯の増加に伴い、基本水量以内の使用者の割合が増加し</li> </ul>

ており、令和5年度の調定件数の割合は全体の35.7%となっている。ただし、調定額の割合は、全体の12.4%しかない状況にある。

- ・基本水量以内の使用量で収まっている場合、使用量が異なっても全て同一料金となるため不公平感が存在している。
- ・水道料金算定要領では、基本水量の設定を漸進的に解消することとされており、県内だけでなく全国的にも基本水量の設定を解消する方向にある。
- ・これらのことから、基本水量を設定しない方針とすることを提案する。

#### [掲載資料に対する意見・質疑]

- ・元々の目的として、水道の普及というものがあったが、既に達成されているものと思う。他事業体の状況を見ても、基本水量を設定しないことに賛同する。(委員)
- ・口径別への切り替えと同様、全国的な傾向を見ても、基本水量を設定しないことが妥当だと思う。(委員)
- ・基本水量内であれば、基本水量の20m<sup>3</sup>使用した人とほとんど水を使用しない人との水道料金に差があるのは不公平に感じる。(委員)
- ・少ししか水を使用しないのであれば、値上げをした場合、現行の水道料金よりも下がる可能性はあるのか。(委員)

(回答) 現行の水道料金より下がることは考えにくいですが、前回の審議会で示した平均改定率42.57%より少ない改定率になる可能性はあるものと考えられる。(事務局)

#### [基本水量の廃止]

- ・経営審議会として、基本水量を廃止する案に同意することとしてよいか伺う。(会長から委員に対して)  
「異議なし」との確認。

### ■「議事(1) 適正な水道料金体系について」のうち「ウ 基本料金と従量料金の割合設定について」

#### [事務局からの説明]

- ・総括原価約146億2,700万円を、算定要領に基づき需要家費、固定費、変動費に分解した後、需要家費は全額基本料金へ、変動費は全額従量料金へ配分するが、固定費は基本料金と従量料金に分けて配分することとなる。
- ・水道事業は固定費の割合が非常に高いため、基本料金と従量料金を分けないと、基本料金部分が著しく高額となってしまう。
- ・水道料金の設定にあたり、固定費のうち比較的各水道使用者の需要の特性に比例するものと需要家費を、基本料金に配分することとされている。
- ・総括原価を需要家費、固定費、変動費に割り振る基準は、水道料金算定要領に準拠しているが、一部を本市の状況に合わせて修正したものを提案する。
- ・固定費に係る基本料金と従量料金への配分については、水道料金算定要領では4つの基準を示しているが、水道料金の算定において安定的な基準になり得ると考えられる基準である案②(資料P12参照)を採用することを提案する。

#### [掲載資料に対する意見・質疑]

- ・資料10ページにある「受水費」には基本水量というものはあるのか。(委員)  
(回答) 県水の購入には基本水量という考え方はなく、使用した水量に対して費用を支払うことになる。(事務局)

- ・資料12ページの水道料金算定要領で示されている4つの基準について、近隣事業体の採用状況は把握しているか。(委員)

(回答) 日本水道協会による調査結果によると、今回、事務局が提案した案が最も多く採用されていることを把握している。(事務局)

- ・事務局案に賛成するが、今後の課題として、空き家のような何時使用開始となるか不明なところへの負担を考えると、施設能力だけでなく水道管設置に係る費用を口径別に積み上げたものを基本料金への配分に反映するような仕組みの検討が考えられる。(委員)
- ・提示案は、現行の基本料金割合を下回ることになるが、今回の料金改定は、口径別への切り替え、基本水量の廃止を優先し、基本料金の割合を上げていくことは今後の課題として認識した方が良いと思う。(委員)
- ・料金改定の議論の手法として、大枠を決めてから細部を検討しているため、調整が困難になる部分が出てくることはやむを得ない。まずは、今回提案された基準で実行し、改めて意見として出された課題に対応していくことでよいと思う。(委員)
- ・利用者に対して、負担が増え続けるような制度でないようにしてもらいたい。そのためにも、分かりやすい説明が必要である。たとえば1m<sup>3</sup>ではなく、トイレや風呂の使用量で説明するといった配慮が考えられる。(委員)

#### [基本料金と従量料金の割合設定]

- ・経営審議会として、事務局から提案された案②(資料P12参照)に同意することとしてよいか伺う。(会長から委員に対して)

「異議なし」との確認。

#### ■「議事(2) 水道事業の情報発信について」

##### [事務局からの説明]

- ・「瀬戸市新水道ビジョン」の基本構想に基づき、上下水道に関する事業の仕組みや経営状況をまとめた広報誌を発刊し、広報せと(10月号)と併せて配付した。(事務局)
- ・次回以降、水を提供するための水道施設や工事の紹介等を通じ、水道料金の必要性を周知していく予定である。(事務局)
- ・広報誌編集にあたり、インターンシップの学生複数名に意見を聞きながら、分かりやすさに注力し、校正を行った。(事務局)
- ・広報誌を拡大したパネルを作成し、10月12日に開催された「第51回みんなの生活展」での展示を行い、周知を行った。現在は図書館で展示しており、市役所1階でも展示する予定である。(事務局)
- ・今後も積極的な周知活動を行っていきたいと考えており、情報発信等の場があれば紹介していただきたい。(事務局)

##### [掲載資料に対する意見]

- ・利用者に対し、水道に関心を持ってもらうための取り組みは、非常に大切になってきている。パネル展示は、地元の小中学校を巡回して行うことも検討してよいのではないか。中学校での総合的な学習の題材として需要があるかもしれない。(委員)
- ・水道料金の必要性が分かりやすく示されている。このような取り組みが、水道料金の値上げに対する理解を促すことにつながると思う。(委員)

#### 7 次回以降の進め方と日程

- ・水道料金改定にあたり、料金表改定に関する議論を行う。
- ・次回の開催は令和7年3月中旬以降を予定。

以上